

会 議 録（要 旨）

会 議 名	平成29年度第3回武蔵村山市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	平成30年1月9日（火） 午後1時20分から午後2時20分まで
開 催 場 所	委員会室（市役所5階）
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者：被保険者代表 岡本 皓夫、宮崎 正巳、田中 洋子、濱浦 雪代 保険医代表 齊藤 直人 公益代表 沖野 清子、宮崎 文永、田代 芳久、靱山 敏夫 被用者保険等保険者代表 榎本 浩幸 欠席者：三條 治、山内 立行、指田 登生 事務局：市民部長、保険年金課長、収納課長、保険年金課主査（国民健康保険グループ）、保険年金課主任（同グループ）
報 告 事 項	第2回会議録について
議 題	(1) 諮問事項の検討について 「国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等について」 (2) その他
配 布 資 料	・ 資料1 第2回会議録 ・ 資料2 国保税率改定試算表（パターン2）限度額改定 ・ 資料3 モデルケース別影響額 ・ 資料4 平成30年度国民健康保険税軽減措置拡充に係る影響額試算 ・ 資料5 国民健康保険税の収納率等の状況 ・ 補足資料 東京都区市町村の現状
結 論 （決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。）	議題(1) 次回の会議において、確定納付金を加味した税率改定案の検討及び答申案の審議を行うため、事務局が送付する答申案等を事前に確認する。 議題(2) 次回の会議の開催日時が、平成30年1月25日（木）の午後7時30分からとなり、また、開催場所については事務局から後日各委員に連絡することとなった。
審 議 経 過 （主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。）	報告事項 第2回会議録について 【事務局説明要旨】 （保険年金課長） 事前に出席者に確認したところ、一部誤字脱字に関する修正があったため、当該修正を行った上で、会議録署名委員に署名をしていただいた。 （会長） 説明について質疑等はあるか。 【質疑・意見等】 （委員） 質疑等なし。 （会長） 質疑なしと認める。 議題（1）諮問事項の検討について 「国民健康保険制度改革を踏まえた平成30年度国民健康保険税率等について」 【事務局説明要旨】 （保険年金課長） 資料2に基づき、賦課限度額改定分を含んだ税率改定案について、賦課限度額

引上げ分を所得割率の改定率の引下げによって対応し、前回示した所得割5.40%から5.35%となる旨説明した。

続いて、資料3に基づき、賦課限度額改定前後の比較をモデルケース別に説明した。

続いて、資料4に基づき、軽減の基準について説明した後、本市における低所得者に対する軽減措置の拡充に係る影響額について説明した。

(収納課長)

資料5に基づき、過去5年分の国民健康保険税の収納率及び滞納額を現年課税分と滞納繰越分とを比較説明し、各年度の不納欠損額について説明した。

(保険年金課長)

補足資料に基づき、前期高齢者の加入割合、一人当たり所得金額の推移、一人当たり医療費の推移及び一人当たり保険料(税)の推移について、東京都内の各区市町村と比較した本市の現状を説明した。

(会長)

事務局からの説明は以上である。説明について質疑等はあるか。

【質疑等】

(委員)

資料2で示された一人当たりの改定率は3.11パーセントとなっているが、資料3で示されたモデルケース別の改定率は、高所得世帯のモデルケース以外における改定率が3.11パーセント以上になっている。低所得者に配慮した改定であるとは言えないのではないか。

(保険年金課長)

今回の試算については、賦課限度額の引上げを加味し、所得割の引下げを行った試算であり、均等割については前回の試算から変更がないため、低所得者への影響がでていないが、低所得者に対する法定軽減措置によって対策がされていると考える。

(委員)

過去の国民健康保険税の改定において、応益割を5,000円以上上げた例はあるのか。

(保険年金課長)

応益割の5,000円以上の引上げは、今回の改定が初めてである。

(委員)

応益割の過去における最大引上げ額はいくらか。

(保険年金主査)

平成12年度の改定時の均等割・平等割の合計改定額である3,600円が、過去の最大引上げ額である。

(委員)

資料5において、平成27年度以降不納欠損額が大幅に減少しているが、その理由は何か。

(収納課長)

不納欠損に関する対策等を講じたわけではないが、不納欠損は世帯の実情を加味して判断するものであり、単に不納欠損するに至る対象世帯が減少したことが理由であると考ええる。

(委員)

不納欠損額の減少は、財産がある滞納者の増加や、滞納額の減少が要因であるとは考えられない。不納欠損額の減少の要因については、正確に把握できていないということで良いか。

(収納課長)

世帯の実情によって不納欠損額は左右されるものであるため、不納欠損額が現在の世帯の状況を表していると考ええる。

(委員)

不納欠損額の減少は、市の努力の結果であると考えます。収納率の他市との比較を教えてください。

また、短期被保険者証や資格証明書などの制度があると思うが、滞納者に対する対応はどのように行っているのか。

(収納課長)

東京都26市における本市の収納率の順位は、平成28年度は現年課税分で19位、滞納繰越分で11位、現年課税分と滞納繰越分の合計では21位となっている。平成27年度は現年課税分で19位、滞納繰越分で13位、現年課税分と滞納繰越分の合計では18位となっている。平成26年度は現年課税分で19位、滞納繰越分で15位、現年課税分と滞納繰越分の合計では20位となっている。

また、滞納者への対応については、短期証の交付に際して窓口交付の方法を用いることによって、生活実態の把握と納税相談を行っており、支払いが困難な場合等には分納等で対応しているが、支払いの意思がない場合には、財産調査の上、差押え等の手続を行う場合もある。

(委員)

支払いが困難である者については困窮しないよう配慮がなされていると理解した。保険税については、支払う義務があるものであるため、今後とも引き続き適正な収納事務に努めていただきたい。

(委員)

東京都が示している応能応益割合は57対43であるが、資料2で示されている応能応益割合は、58.3対41.7となっており、また、税率改定パターン1では、応能応益割合は59.3対40.7と示されていた。今回示された税率改定案は、応能応益割合について十分な検討がなされたものとなっているのか。

(保険年金課長)

本市の被保険者における所得階層は、他市と比較して低いものであるため、所得割率の引上げによる税収への影響が小さい。そのため、標準保険料率においては均等割が高く示される傾向にあり、法定外繰入によって均等割の上昇を抑制しているところである。この点を踏まえ、今回お示しした税率改定案における応能応益割合について、低所得者へ配慮したものとなっており、十分な検討がなされていると考える。

(委員)

今回示された税率改定案は、バランスが取れている数値だと考える。資料3のモデルケース1が最も構成が多い世帯とされているが、実際の構成割合を教えてください。

(保険年金主査)

モデルケースは、被保険者数、世帯構成等では区分せず、所得金額のみで世帯を区分した結果、最も構成が多い世帯を示している。平成28年度の当初賦課の時点で、世帯の所得が100万円から200万円までの世帯が所得階層別の構成割合として最も多くなっており、当該割合は24.8パーセントとなっている。

(委員)

同様に、モデルケース7の構成割合も教えてください。

(保険年金主査)

モデルケース7においては、所得690万円以上の世帯としているが、統計上は所得500万円以上の世帯として統計を取っている。所得500万円以上の世帯の構成割合は、平成28年度の当初賦課の時点で5.1パーセントとなっている。

(委員)

今回の改定で税額を増額するとなれば、3年連続の増額となる。平成28年度及び平成29年度は6パーセント台の増額改定であり、今回示されているのは3.11パーセントの増額改定であるが、今回の改定後における平成30年度の税率と平成27年度の税率とを比較した改定率を教えてください。

(保険年金課長)

一人当たりの保険税額は、平成27年度は運営協議会の試算時点で73,197円、現在の試算を基とした平成30年度の税率においては80,851円であり、7,654円の増額となっているため、改定率としては10.46パーセントとなる。

(委員)

先ほど示された平成27年度の一人当たり保険税額は73,197円であったが、補足資料においては65,489円とある。その差異について教えていただきたい。

(保険年金課長)

73,197円は、平成28年1月に行われた運営協議会の答申における試算時点の額であり、また、補足資料の65,489円は、平成27年度の決算額であり、こちらは統計上介護分を除いた数値であるため、差異が生じている。

(委員)

補足資料は正確な数値でないと考えて良いのか。

(保険年金課長)

補足資料は国民健康保険事業年報に基づく算出方法であるため、本市での算出方法とは異なるものである。

(会長)

東京都から示される予定となっている、確定係数に基づく事業費納付金について、新しい情報はあるか。

(保険年金課長)

先日行われた課長会において他市の状況も確認したが、新しい情報はない。

(会長)

1月中旬に開催予定の第4回運営協議会には間に合うのか。

(保険年金課長)

1月中旬までには必ず確定納付金を示していただくよう東京都に要望している。立川市においても同様に、10日までには示されるよう要望しているとのことであり、各区市町村からそれぞれ要望しているところである。また、東京都からも1月の2週目又は3週目までには必ず示すという内容の回答を得ているため、確定納付金が示された後に第4回の運営協議会を開催したいと考えている。

(会長)

不納欠損までに要する年数を教えていただきたい。

(収納課長)

執行停止から3年である。

(会長)

分納中の不納欠損は行えるのか。

(収納課長)

行えない。

(会長)

不納欠損は個別の事情を加味して行うものであり、分納、徴収猶予、執行停止など様々な手続きを活用して収納事務を行っていることによって年度ごとの額が異なるという理解で良いか。

(収納課長)

良い。

(会長)

最後に、今後の本協議会の方針について確認する。税率の改定については、前回の会議にて決定したとおり、パターン2を基本とし、東京都から確定納付金が示された後に最終調整した税率改定案を、次回の会議にて検討する。また、次回は本協議会としての答申案についても併せて審議するため、事務局から答申案が送付された際には各委員に事前の確認をお願いする。

次に、議題「2 その他」について、事務局から説明をお願いする。

議題(2) その他

	<p>(保険年金課長) 特になし。</p> <p>(会長) 他に意見等あるか。</p> <p>(委員) 意見等なし。</p> <p>(会長) 次回の日程について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>(保険年金課長) 次回の日程は、各委員に事前にお伺いした結果出席者最多数となっている1月25日(木)でよいか。</p> <p>また、何名かの委員から時間調整の意見をいただいております、夜間の開催も検討しているため、意見をいただきたい。</p> <p>(会長) 第1回の会議同様午後7時開始でよいか。</p> <p>(委員) 医師は午後7時まで診療している場合があるため、もう少し開始時間を遅くしていただきたい。</p> <p>(会長) 午後7時30分に開始ではどうか。</p> <p>(委員) 異議なし。</p> <p>(会長) それでは、次回の会議は1月25日(木)の午後7時30分から行うものとし、場所は後日事務局から連絡することとする。</p> <p>これにて、平成29年度第3回武蔵村山市国民健康保険運営協議会を閉会する。</p>
--	---

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由()	傍聴者： 1 人
-----------------	--	----------

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示(根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示(根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	市民部 保険年金課 (内線：132)
-------	--------------------

別紙（第4号様式 第10条関係）のとおり会議の顛末を署名し捺印する。

会 長 印

被保険者代表委員 印

保険医等代表委員 印

公益代表委員 印